

建築物石綿含有建材調査者講習

国土交通省が石綿含有建材に関する調査能力を認めた、唯一の公的資格である「建築物石綿含有建材調査者」を養成するための講習です。石綿に起因して発生する健康被害等を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材等に関して、中立かつ公正に精確な調査を行うことができる人材を養成します。

資格取得のメリット

●国庫補助に対する要件化を検討

建築物の石綿調査・除去等に関する国庫補助(住宅・建築物安全ストック形成事業)にあたり、国土交通省は、当講習の修了者が調査を行うこと等を要件化する方針です。

●建物の維持管理や不動産取引等で活用推奨

国土交通省は、石綿調査の結果を建物の維持管理や改修、安全な解体のための基礎情報の一つとしてもらうとともに、地方自治体等が建築行政データベースシステム等に情報を集積し、市民を石綿の飛散・ばく露から守るための行政情報の一つとして活用する仕組みづくりを進めていこうとしています。また、定期検査報告制度(建築基準法で規定)における吹付けアスベスト等の調査の実施に際して、当講習の修了者を活用するよう、一級建築士などに推奨しています。

●解体等の事前調査において活用推奨

石綿障害予防規則にて、解体等の作業及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。「的確な判断ができる者」の例示として、建築物石綿含有建材調査者(当講習の修了者)が新たに追加されました。

講習の内容

※講習終了後、3種の試験(口述、筆記、調査票)を受験いただきます。

講義(座学)



各業界の専門家による講義。石綿の基本的な知識、建築物の構造、建材の知識、分析法等に関する知識を学びます。

実地研修



実際の建物を回りながら、調査に長年携わったプロから、調査のコツを学びます。講師1名+受講生7~8名のグループワーク。

受講資格

- ①建築に関して一定の知識及び経験を有する者(建築士、建設業、解体工事業等)
 - ②石綿含有建材の調査に関して一定の知識及び経験を有する者(環境調査・分析業、石綿除去・処理業、解体工事業等)
 - ③その他、①及び②と同等以上の知識及び経験を有する者(行政担当者、NPO等)
- ※資格要件の詳細はお問い合わせください

講習日程(九州会場)

※申込締切:平成27年2月5日(木)

- 講義(座学): 平成27年2月12日(木)、2月13日(金)
- 実地研修: 平成27年2月14日(土)
- 口述試験: 平成27年3月2日(月)
- 筆記・調査票試験: 平成27年3月27日(金)

平成27年度の講習日程は裏面参照

<【会場】日本環境衛生センター西日本支局(福岡県大野城市)>

※他の講習日程等の詳細は、以下の講習ウェブサイトよりご覧いただけます。

お申込み方法

受講料:118,800円(税込)

講習ウェブサイトより、受講申込書をダウンロードできます。受講料をお振込の上、受講申込書を郵送ください。

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/01.html>

建築物石綿含有建材調査者講習

検索

お問い合わせ先

(一財)日本環境衛生センター

研修広報部研修事業課 石綿講習チーム
〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

044-288-4919

平成27年度 建築物石綿含有建材調査者講習 日程表

講習 コード	開催地区	講義(座学)		実地研修		口述試験		筆記試験・調査票試験		申込締切
		日程	会場	日程	会場	日程	会場	日程	会場	
H27-01	関西 (大阪府)	5月27日(水) 5月28日(木)	大阪YMCA国際文化センター (大阪市西区土佐堀1-5-6 大阪YMCA会館)	5月29日(金)	大阪市和泉市 実地研修会場 (会場の詳細は講習期間中にお伝え します)	6月15日(月)	大阪YMCA国際文化センター (大阪市西区土佐堀1-5-6 大阪YMCA会館)	8月19日(水)	大阪YMCA国際文化センター (大阪市西区土佐堀1-5-6 大阪YMCA会館)	5月13日(水)
		6月11日(木) 6月12日(金)	サンポートホール高松 (高松市サンポート2-1高松シン ポルトタワーホール棟6階)	6月20日(土)	日本環境衛生センター西日本支局 (福岡県大野城市白木原3-5-11)	7月6日(月)	サンポートホール高松 (高松市サンポート2-1 高松シンポ ルトタワー・ホール棟5階)	8月19日(水)	高松商工会議所 (高松市番町2-2-2)	5月28日(木)
H27-03	関東 (東京都)	7月9日(木) 7月10日(金)	機械工具会館 (東京都港区芝5-14-15)	7月11日(土) 7月12日(日)	日本環境衛生センター東日本支局 (神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6)	7月29日(水) 7月30日(木)	機械工具会館 (東京都港区芝5-14-15)	8月19日(水)	連合会館 (東京都千代田区神田駿河台 3-2-11)	6月25日(木)
		7月16日(木) 7月17日(金)	リファレンス大博多 (福岡市博多区博多駅前2丁目 20-1大博多ビル11F)	7月18日(土)	日本環境衛生センター西日本支局 (福岡県大野城市白木原3-5-11)	8月3日(月)	日本環境衛生センター西日本支局 (福岡県大野城市白木原3-5-11)	8月19日(水)	リファレンス大博多 (福岡市博多区博多駅前2丁目 20-1大博多ビル11F)	7月2日(木)
H27-05	北海道	8月7日(金) 8月8日(土)	りんゆうホール (札幌市東区北9条東2丁目)	8月9日(日)	札幌市内 実地研修会場 (会場の詳細は講習期間中にお伝え します)	8月25日(火)	未定 (札幌市内)	12月16日(水)	未定 (札幌市内)	7月24日(木)
		9月3日(木) 9月4日(金)	未定 (名古屋市内)	9月6日(日)	日本環境衛生センター東日本支局 (神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6)	9月25日(木)	未定 (名古屋市内)	12月16日(水)	未定 (名古屋市内)	8月20日(木)
H27-07	中国 (広島県)	9月30日(水) 10月1日(木)	未定 (広島市内)	10月3日(土)	日本環境衛生センター西日本支局 (福岡県大野城市白木原3-5-11)	10月20日(火)	未定 (広島市内)	12月16日(水)	未定 (広島市内)	9月16日(水)
		11月12日(木) 11月13日(金)	機械工具会館 (東京都港区芝5-14-15)	11月14日(土) 11月15日(日)	日本環境衛生センター東日本支局 (神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6)	11月30日(月) 12月2日(水)	機械工具会館 (東京都港区芝5-14-15)	12月16日(水)	未定 (東京都内)	10月29日(木)
H27-09	九州 (福岡県)	1月21日(木) 1月22日(金)	未定 (福岡県内)	1月23日(土)	日本環境衛生センター西日本支局 (福岡県大野城市白木原3-5-11)	2月8日(月)	日本環境衛生センター西日本支局 (福岡県大野城市白木原3-5-11)	3月28日(月)	未定 (福岡県内)	1月7日(木)
		2月10日(水) 2月11日(木)	未定 (大阪市内)	2月12日(金)	大阪市和泉市 実地研修会場 (会場の詳細は講習期間中にお伝え します)	3月1日(火)	未定 (大阪市内)	3月28日(月)	未定 (大阪市内)	1月27日(水)
H27-11	関東 (東京都)	3月3日(木) 3月4日(金)	未定 (東京都内)	3月5日(土) 3月6日(日)	日本環境衛生センター東日本支局 (神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6)	3月22日(火) 3月23日(水)	未定 (東京都内)	3月28日(月)	未定 (東京都内)	2月18日(木)

※実地研修終了後に、研修の内容を踏まえた課題を作成していただき、期日内(実地研修終了後約1週間後)に提出いただきます。

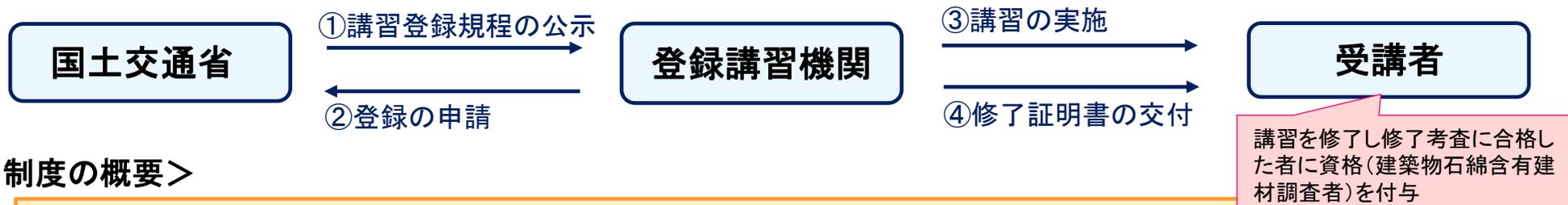
※受講・受験する講習会場(講義、実地研修)及び試験会場(口述試験、筆記試験+調査票試験)は、講習コードごとに決まっております。原則、講習コードの異なる会場での受講・受験はできません。

<制度創設の背景>

別紙

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（以下「社整審」という。）において、民間建築物の石綿実態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（以下「講習登録規程」という。）を告示で制定。

<制度のフロー>



<制度の概要>

- ①国土交通大臣は講習登録規程を公告する。
- ②国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習を実施できる体制を確保するための要件に適合する機関を講習機関として登録する。
- ③登録講習機関は、講義、実地研修、修了考査を含む講習を行う。
- ④登録講習機関は、講習を修了し修了考査に合格した者に修了証明書を交付する。

講習機関の登録の要件

- ・登録規程に定める適切な講習が行われること。
- ・一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
- ・一定の中立性があること。 等

受講者の資格

- ・建築に関する知識及び経験を有する者
 - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
 - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者 等

講習の内容

- ・ 講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- ・ 実地研修
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了考査
筆記試験、口述試験

アスベスト関連法及び制度の変更点(平成25年度～平成26年度の変更点及び新制度まとめ)

国土交通省 建築物石綿含有建材調査制度の創設

(平成25年7月30日公示)

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成25年7月30日公示)を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。

<制度のフロー>

<講習登録規程で定める内容>

- 講習機関は、適切な講習を実施できる体制の確保するための要件に適合する機関に登録する。
- 講習は、講義、実地研修、修了審査を含む内容とする。
- 受講者は、建築に関する実務経験のある者等を対象とする。
- 「登録講習機関」の講習を修了した者に修了証明書を交付する。
- 登録の有効期間は5年間であり、当該期間後も引き続き講習事務を行おうとする場合には、登録の更新を受ける必要がある。

出典:国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000420.html

厚生労働省 労働安全衛生法の石綿障害予防規則改正

(平成26年6月1日施行)

飛散防止対策を求める建材にレベル2が追加

■改正石綿則が飛散防止対策を求める建材

損傷や劣化などにより、粉塵を飛散させ、労働者が曝露する恐れがあるときは、事業者は除去・封じ込め・囲い込みいずれかの措置をとらなければならない

改正後	改正前	飛散性
アスベスト含有吹き付け材		レベル1
保温材、耐火被覆材、断熱材		レベル2
その他のアスベスト含有建材(成形板など)		レベル3

多くの企業がこれまでレベル1の有無を確認する調査しかしていない。レベル2を含めた再調査を実施する必要がある。わずかな劣化でも法令順守の観点からは飛散防止対策を実施することが好ましい

出典:日経エコロジー9月号 特集「注目の環境法 傾向と対策」

解体等の作業の事前調査を行う者の例示に建築物石綿含有建材調査者が追加

石綿障害予防規則第3条において、解体等の作業(石綿等の除去の作業を含む)及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。平成26年4月23日付け厚生労働省基発0423第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」における記の第4の1において、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」として建築物石綿含有建材調査者を新たに追加しています。

環境省 大気汚染防止法の改正

(平成26年6月1日施行)

①特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者を、工事施工者から発注者に変更し、発注者にも一定の責任を担うことを位置付ける。

②解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の受注者に、石綿使用の有無の事前調査の実施と、発注者への調査結果等の説明を義務付ける。(解体等工事に係る建築物等に石綿が使用されていないことが明らかなものを除く。)

③報告及び検査の対象拡大

都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、報告徴収の対象に解体等工事の発注者又は自主施工者を加える。

出典:環境省HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16505>

■改正大防法が定める義務 (解体などの工事を請け負い業者に発注する場合)

建築物所有者など	元請業者
発注者	受注者

改正後に追加

- 届け出
- 事前調査への協力 費用の適正負担、調査に関する必要な措置
- 工期、工事費等請負契約の配慮

改正後に追加

- 事前調査
- 発注者への事前調査結果の説明 (特定工事の場合は、届け出事項も説明)
- 事前調査結果の掲示

注1:届け出に関する罰則:3カ月以下の懲役または30万円以下の罰金
注2:特定工事:吹き付けアスベストなどが使用されている建築物などを解体、改造、補修する作業を伴う建設工事

特定工事の施工者

- 作業基準の順守

注意: 届け出が施工者から発注者の義務へと変わったため、届け出の不備や無理な工期や費用が原因の漏えい事故があった場合、発注者が一定の責任を負うことになった

■改正大防法の立ち入り検査の対象

改正後	改正前
解体等工事	特定工事

特定建築材料(レベル1~2)が無いと申告している工事現場にも踏み込めるようになった

行政が届け出のない現場にも立ち入り検査できるようになったため、事前調査でアスベスト含有建材を見落とすと、摘発されるリスクが高まった

出典:日経エコロジー9月号 特集「注目の環境法 傾向と対策」